

広島市のふぐの処理に関する制度が変わりました！

令和4年4月1日から「広島市ふぐの処理に関する条例」が施行され、新たな制度に移行しました。

★★★既存ふぐ処理者への経過措置は、令和6年3月31日をもって終了しました。★★★

新制度の主な内容

1 ふぐ処理者免許

- ・広島市内で業としてふぐの処理を行う場合、広島市のふぐ処理者免許が必要になりました。
- ・ふぐ処理者免許を取得するには、ふぐ処理者試験に合格し、免許申請を行う必要があります。

2 ふぐ処理者試験

- ・ふぐ処理者として必要な知識・技術等を、学科・実技試験により確認します。実技試験では、受験者一人一人にふぐを捌いてもらいます。
- ※再試験はありませんのでご注意ください。

3 ふぐ処理施設

- ・ふぐ処理を行う施設は、ふぐ処理施設の登録を受ける必要があります。

4 罰則

- ・ふぐ処理者免許を持たない者が、業としてふぐの処理を行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。
- ・不正な手段等で免許を取得した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。
- ・保健所の立入を拒む、報告を行わない等した場合、10万円以下の罰金が科せられます。

詳しくはこちらのホームページをご覧ください。

【令和4年度以降の広島市のふぐの処理に関する制度についてのお知らせ】

URL : <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syokuhin-eisei/182929.html>



既にふぐ処理を行っているふぐ処理施設には経過措置があります。
詳しくは裏面をご覧ください。

既にふぐ処理を行っているふぐ処理者及びふぐ処理施設への経過措置

既存ふぐ処理施設

- ・令和4年4月1日時点で既にふぐ処理施設の届出を行っている施設は、**令和4年4月1日時点で取得している「食品衛生法に基づく営業許可」の有効期間内**は、引き続きふぐの処理が可能です。
- ・営業許可の有効期間満了後も、引き続きふぐ処理施設として営業する場合は、**許可の更新または新たな許可へ移行する際に、あらためてふぐ処理施設登録申請を行ってください。**

ふぐ処理者免許

ふぐ処理者免許申請に必要なもの

- ・ふぐ処理者免許申請に必要な書類は次のとおりです。

〔様式は市HPからもダウンロードできます!!〕

- 1 ふぐ処理者免許申請書
- 2 広島市ふぐ処理者試験合格証書(原本)、他自治体のふぐの処理に関する免許証等の写し又は他自治体(広島県、呉市又は福山市を含む)のふぐ処理者試験等の合格を証する書類(原本)
- 3 住民票の写し(申請日の6か月以内のもの)
- 4 医師の診断書(ふぐの処理を適正に行うにあたって、(1)必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができること、(2)視力が十分であること、(3)麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者でないことの3点を証する内容で、かつ診断日が申請日の3か月以内のもの)
- 5 手数料 3,700円



既存ふぐ処理者への経過措置は、令和6年3月31日をもちまして終了しました。

ふぐ処理者試験

ふぐ処理者試験は、年1回、広島県、広島市、呉市及び福山市のいずれかで開催予定です。試験の日程等については、決定次第、ホームページ等でお知らせします。

試験の内容は以下のとおりを予定しています。

- ・学科試験:水産食品の衛生に関する知識、ふぐに関する一般知識
- ・実技試験:ふぐの処理に関する技術

